

地域包括ケアシステム構築に係る取組に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地域包括ケアシステム構築に係る取組の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び法第115条の48に基づき実施される地域支援事業等について、甲及び乙が連携を図り、地域包括ケアシステム構築に係る取組を積極的に行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で自立した暮らしを人生の最後まで続けられる体制づくりを目指すものとする。

（取組内容）

第2条 取組の内容については、前条に規定する目的の達成のために必要な取組とし、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（体制整備）

第3条 乙は、取組を実施するに当たり、その取組の範囲内において、甲に協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 乙は、会員等に対しこの協定の趣旨を周知するとともに、誠実かつ円滑に取組を実施するものとする。

3 甲は、取組の範囲内において、乙が実施する取組を広報し、乙の取組が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（費用負担）

第4条 前条に定める乙の取組に係る必要な経費が発生する場合、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、取組の実施上知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（協議）

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了日の期日から起算して1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

伊勢市岩淵1丁目7番29号

甲 伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇

〇〇〇〇